

越谷税務署から確定申告のお知らせ

確定申告書は自宅等で作成し郵送で提出

申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

<http://www.nta.go.jp/>

☎越谷税務署 ☎965-8111 (自動音声案内)

確定申告会場は大変混雑します。例年、来場から手続き終了まで平均90分(最大180分超)の時間を要しています。確定申告を行う方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅で申告書を作成してみてください。

イオンレイクタウンに 確定申告会場を開設

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を、次のとおり開設します。

〈会場〉 イオンレイクタウンkaze3階イオンホール
〈期間〉 2月16日(火)～3月15日(火) (土曜・日曜日を除く。ただし2月21日(日)・28日(日)は開場)



調整が済んでいない方
*年金収入または給与収入以外の収入のある方や、雑損控除または住宅ローン控除の相談は行いません

〈受付時間〉 午前9時～午後4時 (混雑状況によって早めに終了する場合があります)
*申告会場設置期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行いません

*申告会場ではご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としています

税の無料相談会

いずれも対象は次の方。①年金受給者 ②医療費控除を受ける方 ③年の中途で退職し年末

◆所得税還付申告相談会
☎2月9日(火)・10日(水)、午前9時30分～10時30分、午後1時～3時 豊中央市民会館5階第4～6会議室 即当日会場へ(人数制限あり)。雑損控除または住宅借入金等特別控除の還付申告は行いません

◆税理士事務所等の相談会
☎2月1日(月)～15日(月) (土曜・日曜日除く)、午前10時～正午、午後1時～4時 豊最寄りの税理士事務所(2月8日(月)の午後のみ予約制で会場は中央市民会館) ④少額な申告相談と申告書の作成 ⑤事前に電話で左記

☎962-1613-1

介護サービス費用の自己負担分は 医療費控除の対象です

次の介護サービス費用の自己負担分は、医療費控除の対象となります。

〈施設サービス〉 ▽介護老人保健施設と介護療養型医療施設の介護費、食費および居住費 ▽介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設の介護費、食費および居住費の2分の1相当額

〈居宅介護・介護予防サービス〉 ▽医療系サービス：訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション(食費含む)、短期入所療養介護(食費、滞在費

含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一休型事業所で訪問看護利用の場合に限る)、看護小規模多機能型居宅介護

(前記の医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるものに限る(生活援助中心型の訪問介護部分は除く)) ▽医療系サービスと併用している福祉系サービス：訪問介護(生活援助

中心型は除く)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一休型事業

所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る)、看護小規模多機能型居宅介護(前記の医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるものに限る(生活援助中心型の訪問介護の部分は除く))

次のものは医療費控除の対象外です
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、訪問介護(生活援助中心型)、福祉用具の貸与および購入、住宅改修

詳しくは介護保険課までお問い合わせください。なお、高額介護サービス費、居宅介護サービス利用者負担軽減制度等によ

看護学生等に修学資金を貸与します

市内の医療機関の看護師や助産師を確保するため、看護師等の養成施設に在学し、卒業後に市内医療機関で看護業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与します。

〈対象者と条件〉 次の①～④のすべてに該当する方。①看護師(准看護師は除く)または助産師の養成施設に在学していること ②本人が市内に居住もしくは市内の養成施設に在学、または市内に居住している連帯保証人がいること ③養成施設を卒業した後、直ちに市内医療機関で看護業務に従事する意思があること ④他の修学のための資金の貸与を受けていないこと

〈対象〉 予算の範囲内で20人程度
〈貸与額〉 月額8万円以内(修学に要する額)。無利子
〈貸与期間〉 貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を終了する月まで
〈修学資金の返還猶予・免除〉 市内医療機関での勤務期間中は返還を猶予します。勤務期間が貸与期間に相当する期間に達したときは返還を免除します。卒業後直ちに市内医療機関で看護業務に従事しない場合や、途中で退学をした場合などは、修学資金の全額を返還していただきます

平成28年度版ごみ収集カレンダー

点字版拡大写本音声版CD(デジ図書)を活用ください

目の不自由な方のための平成28年度版「ごみ収集カレンダー」をお配りします。
〈申込み〉 2月29日(月)までに、はがきなどに「28年度版ごみ収集カレンダー希望」と明記し、カレンダーの地区と部数、送付先の住所・氏名・電話番号を記入のうえ、リサイクルプラザへ(郵送・ファクス・電話) 976-5375、☎976-5374

平成28年1月から 行政の手続きの際にマイナンバーが必要となる場合があります

平成28年1月から、国民健康保険の加入・喪失手続きや、児童扶養手当の申請など、福祉・災害分野の手続きを行う場合には、マイナンバーが必要となる場合があります。申請書・届出書等に「個人番号欄」がある場合は、マイナンバーを記入する必要があります。マイナンバーの通知カードは大切に保管し、各種申請時に本人確認書類と併せてお持ちください。詳しい手続きについては、

各申請・届出の担当課までお問い合わせください。



マイナンバー通知カード